

後期技能検定試験の受付が始まります

平成21年度後期技能検定試験の受付は、9月28日(月)から開始されます。

技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人達の技能と地位の向上を図ることを目的として、働く人達の持っている技能を一定の基準により検定し、これを公証する技能の国家検定制度で、職業能力開発促進法に基づき実施されています。



試験は、毎年1回行い、特級、1級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣名、2級及び3級の合格者には都道府県知事名の合格証が交付され「技能士」と称することができます。

詳しくは、大分県職業能力開発協会のホームページ <http://www.noukai-oita.com> をご覧ください。

◇受付・お問い合わせ先◇

大分県職業能力開発協会 ☎542-3651



『ワーク LIFE おおいた』創刊にあたって

昨今、わが国の経済情勢は、世界同時不況の影響で景気の低迷が長期化、深刻化しており、本市においても製造業をはじめとした雇用調整が本格化するなど、事業主、勤労者ともに極めて厳しい経済環境にあります。

このような状況を踏まえ、本市では、平成21年度予算において可能な限り公共事業の前倒し執行に努めるとともに、中小企業者向け緊急支援融資をはじめとする金融融資枠の拡大や国の「ふるさと雇用再生特別交付金事業」及び「緊急雇用創出事業」を活用した新規雇用の実施など、緊急・短期的な施策に取り組んでいるところです。

これまで、各種労働施策につきましては、市報おおいたや大分市ホームページを中心とした広報活動を行ってまいりましたが、こうした本市の施策や雇用・労働に関わる法令、国の助成制度などを事業主・勤労者の皆様へ広く情報提供するため、この度、『ワーク LIFE おおいた』を創刊することといたしました。

今後とも、本市における産業の振興に努める中で「にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり」に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方には、ぜひ本紙をご活用いただきますようお願い申し上げます。

平成21年9月 大分市長 釘宮 磐

ワーク LIFE おおいた 2009年9月発行

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市 商工農政部 商工労政課

TEL: 097-537-5964 FAX: 097-533-9077 E-MAIL: rousei@city.oita.oita.jp

ライフ ワーク LIFE おおいた

創刊号

2009

Sep



写真：大分県高等学校溶接技術指導者成果発表大会

◆ 掲載内容 ◆

- 9月は「障害者雇用支援月間」です
- 後期技能検定試験の受付が始まります

9月は「障害者雇用支援月間」です

障害者の雇用を推進しましょう

障害者の仕事に就こうとする意欲は高まりを見せており、障害者の社会参加を進める観点からも、より多くの障害者の就職希望を実現するとともに、一人ひとりが生き生きとした職業生活を送ることができる社会をつくる必要があります。

このため、国は企業に一定割合の障害者を雇用することを義務付けているほか、きめ細やかな職業相談・職業紹介など、各種の就労支援を実施しています。

障害者の就労にご理解とご協力をお願いします。



民間企業（56人以上規模の企業）の障害者雇用率は1.8%です



「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、「障害者雇用率制度」が設けられており、「常用雇用労働者数」が56人以上の一般事業主は、その「常用雇用労働者数」の1.8%以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければなりません。

また、国、地方公共団体等は2.1%以上、都道府県の教育委員会等は2.0%以上と定められています。

事業主の経済的負担を調整する「障害者雇用納付金制度」を設けています

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、特別の雇用管理等が必要となるなど健常者の雇用に比べて一定の経済的負担を伴うこともあり「障害者雇用率制度」に基づく雇用義務を誠実に守っている企業とそうでない企業とでは、経済的負担のアンバランスが生じます。

そこで、障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、この経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため、事業主の共同拠出による「障害者雇用納付金制度」を設けています。

常用雇用労働者数が301人以上（※平成22年7月からは201人以上）の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額50,000円（※は40,000円）の障害者雇用納付金を納付しなければなりません。



～ 障がい者雇用へのご理解とご協力をお願いします ～

大分市では障害者雇用促進企業へ入札優遇措置を行っています

大分市では、障害者の働く場の確保と安定につながるよう、「障害者雇用促進企業への入札優遇措置」を行っています。

また、「特例子会社」の設立を奨励するため、物品購入契約や施設維持管理業務の委託契約等について、入札優遇措置を行っています。

平成21年8月1日現在で、障害者雇用促進企業として、117社（建設工事56社、測量・建設コンサルタント業務等12社、物品購入等18社、施設の維持管理業務委託31社）が登録しています。



◇優遇の内容・対象となる企業◇

優遇の内容	通常の入札（見積）指名業者数に障害者雇用促進企業を1社追加
対象契約	建設工事及び測量・建設コンサルタント業務物品購入、施設の維持管理業務委託等の契約
対象者	次の要件をすべて満たしている企業 (1) 市の「入札参加有資格者名簿」に登録されている (2) 市内に本店を有している (3) 障害者雇用促進企業の届出日より前少なくとも3ヶ月間障害者を雇用している

◇届出・お問い合わせ先◇ 大分市総務部 契約監理課 ☎537-5605

障害者雇用を推進するため様々な助成を行っています

助成金等の名称	概要	助成等の内容	お問い合わせ先
障害者雇用調整金	常用雇用労働者数が301人以上の事業主で障害者雇用率を超えて障害者を雇用している場合、その超えて雇用している障害者の人数に応じて助成	対象者1人につき月額27,000円	(財)大分県総合雇用推進協会 (☎532-3180)
報奨金	常用雇用労働者数が300人以下の事業主で一定数（各月の常用雇用労働者数の4%の年間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて障害者を雇用している場合、その一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて助成	対象者1人につき21,000円	(財)大分県総合雇用推進協会 (☎532-3180)
特定就職困難者雇用開発助成金	障害者等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	○身体・知的障害者（重度以外） 対象者1人につき、135万円 （短時間労働者（※）は90万円） ○身体・知的障害者（重度又は45歳以上）、精神障害者 対象者1人につき、240万円 （短時間労働者（※）は90万円） （※）週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	大分労働局 (☎535-2090) ハローワーク大分 (☎538-8609)
障害者初回雇用奨励金	障害者雇用経験のない中小企業（56人～300人）が初めて障害者を雇用した場合に助成	対象者1人目を雇用した場合に限り、100万円	大分労働局 (☎535-2090) ハローワーク大分 (☎538-8609)